

## 記入上の留意点

- 1 埋蔵文化財発掘の届出（以下届出）（文化財保護法93条）を、事前協議終了後直ちに作成し、届出は着手しようとする日以前の法で定められた60日前までに必ず提出してください。
- 2 届出書は、正副計2部ご提出ください。
- 3 届出は事業開始前に1件の事業について1回提出すればよく、工事が多年次にわたる場合も、新年度ごとに提出する必要はありません。
- 4 届出の別記記入欄の「6. 工事主体者」は、届出者と同一にしてください。また「7. 施行責任者」が未定の場合は「未定」と記入し、空欄としないでください。「8. 着手予定時期」、「9. 終了予定時期」は、必ず記入してください。
- 5 添付書類のうち地図については、以下の事項に留意して作成してください。
  - ・ 届出には①位置図、②地形図、③工事概要図等を添付すること。
  - ・ ①～③の地図は、A4版にコピーしたものとする。③工事概要図でA4版より大きいものは、A4版に折りたたみ、見開きやすい形にとじること。
  - ・ 原図はできるだけ「①位置図」は、国土地理院の25,000分の1又は50,000分の1地形図、「②地形図」については市町村作成の2,500分の1都市計画図、2,500分の1都市計画図が未整備の地域では10,000分の1管内図と開発業者作成の地形図等の組み合わせとすること。
  - ・ コピー図はできるだけ鮮明で、永続性のあるものを使用すること。
  - ・ 「①位置図」には、工事箇所の正確な位置を赤色で明示すること。
  - ・ 「②地形図」には、遺跡範囲と工事範囲を色分けして明示し、必ず凡例をつけること。  
(例 遺跡範囲＝青 工事範囲＝緑)  
※遺跡範囲が不明な場合は鴨川市教育委員会で記入します。
  - ・ 地形図の色分けは、永続性のある筆記用具を使用すること（マジック・蛍光ペン等は不可）
  - ・ 「③工事概要図」は建物の場合は浄化槽の形式や基礎部分の断面がわかるものも添付すること。
- 6 氏名欄は、会社等の場合は、社（機関）名及び代表者職氏名を併記してください。
- 7 遺跡の種類、名称、現状、時代が不明な場合は、鴨川市教育委員会で記入します。
- 8 本届出は、鴨川市教育委員会を經由の上、千葉県教育委員会に提出することになります。

鴨川市教育委員会生涯学習課文化振興係

〒296-0001 鴨川市横渚1401番地6

Tel 04-7093-3800

Fax 04-7093-1101